

第8回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】 2015年11月27日（金） 10:00～12:00

【会場】 大阪赤十字会館 4階 401会議室

【出席委員】

嵐谷 安雄	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 幹事
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小田 昇	関西鉄道協会 専務理事
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 事務局長
城本 徹夫	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
高田 秀世	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
高橋 祥治	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
田中 直人（部会長）	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
西田 多美子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員
三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授
矢野 等	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長
吉田 勝彦	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事

○建築企画課長

おはようございます。本日は、お忙しい中第8回 大阪府 福祉のまちづくり条例 施行状況 調査検討部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。昨年度から、福祉のまちづくり条例の「ガイドライン」を作成するというので、春先から3回にわたって「勉強会」、9月にあたっては「審議会」を開催しました。その中で委員の皆様や関係者の皆様方から多くのご意見をいただき、また、資料のご提供いただき誠にありがとうございます。本日この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。今回のガイドラインにつきまして、一応年度末を目処に公表をしたいと思っております。本日はこれまでにいただいた皆様からご意見をいただいたものについて、事務局案を作成しております。それについて本日ご説明を差し上げて、来月に開催を予定しております、本年度第2回目の部会で一応たたき台、素案を作成したいと思っております。そして今回の取組みにつきまして来年度以降も、ガイドラインがよりよいものになりますよう、引き続きスパイラルアップを進めていきたいと思っております。今年度つくったから終わりじゃなくて、来年度以降もそれをよりよいものに変えていきたいなと思っております。本日も、委員各位から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とします。

○部会長

第8回部会ということですが、今年度最初の部会です。皆さん引き続きよろしく申し上げます。それでは、議題に入らせていただきます。まず最初に、(1)の「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(案)について」です。昨年の審議会において、概ね1年ほどかけてしっかりと「ガイドライン」を作成しましょうということになりました。いよいよ今回と来月12月の部会で「案」を作成し、来年からは3月の公表に向けたパブリックコメントにいきたいと考えております。本日は、これまで多くの委員の皆様からいただいた、原案に対する意見について、部会長の私と事務局の方で整理した「ガイドライン案」を今日先ほど資料の確認でありましたような案をお手元にご用意しています。今回はそれに対する意見、考え方を事務局から説明していただいて、それについて議論したいと考えております。それでは、事務局から説明をお願いします。

○府より大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(案)について説明。

○部会長

ただいま、資料の説明をいただきましたけれど、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。はいお願いします。

○委員

これねちょっと、パブリックコメントを終えた後には、後の案っていうのは多分事務局の方で取りまとめということだと思うんですが、今回色んな私たち団体含めて、たくさんの意見を聞いていただいて、色んな具体的な検討結果をしていただけたと。パブリックコメントでも私たちの気づかないところでまあ色んな良い意見とか多分色々出てくるんじゃないかということも。まあそれについては、形としてはまたこういった部会を開くのは大変だと思うんですが、どこかでそういうのを検討したり確認したりするっていうのは、ちょっと今回必要なのかなっていうのが一つですね。それから一つパブリックコメントに関して思うのは、やっぱり意見は出してもですね、中々どこがどう対応されたかっていうのは分からないし、何だろう、ちゃんと見てくれるのかなと、各方からすれば思うときもあるので、その辺を丁寧に出来ないのかなっていう気がして。ちょっとまあスケジュールの関係もあるので難しいところもあるかもしれませんが、その辺はい

かがなものでしょうかと思って質問させていただきました。

○部会長

はい、大変重要な視点だと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

はい、事務局でございます。ご指摘のパブリックコメントの意見の対応のご報告ということなんですけれども、大阪府としましては、重要な施策とか条例とかも含めまして、意思決定を行っていく際に、広く府民の皆様方のご意見を聞くということでの制度でございます。これの採否については、一定大阪府の意思決定の過程での参考にさせていただくという形の。個別の、特定の方に対して回答ということとは中々していないこともあるんですが、一応こういうご意見がありまして大阪府としてはこう考えておりますということの公表前には、審議会の皆様方に一定ご報告を差し上げて、当然ご報告もなしに公表するということはしないつもりでおります。一定その案を皆様に見ていただいて、それが手段がちょっと、集まっていたかどうかということ、ちょっと時期的にも今のところ分からないんですが、そういう意味でご報告と言いますか、お声掛けする機会は作りたいと思っております。おそらく2月の下旬から一ヶ月、3月の下旬まではどうしても受付期間ということになりますので、その過程で逐次出された時点で集約はしていくものの、最後にぱっと出てくるケースが多ございますので、まあ最後にまとめて至急我々として対応案を考えまして、一度皆様にお声がけをさせていただくという機会はつくりたいと。それが郵送になるか何らかの形での情報提供になるか分かりませんが、そういう機会はお作りしたいと。以上でございます。

○部会長

時間はタイトですけど、事前に確認するプロセスは入れていただけると。

○事務局

はい、そういうことはしたいと思っております。

○部会長

よろしく申し上げます。他にございますでしょうか。ありがとうございました。それでは、次の資料3の大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（素案）に対するご意見とその対応（案）について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○府より大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（素案）に対するご意見とその対応（案）について説明。

○部会長

はい、ありがとうございました。

○三星

ええ概ねそれで結構です。簡単に、あまり時間とっても申し訳ないですから。1点目のエスカレーターについてはそんな所で。すべての、国を含めた対応を言えば、積極的に誘導はしないと。誤進入しないように気をつけろというのがポイントになってきてるわけですが、日本、アジアの近隣諸国含めてですね。あるいは日々私、視覚障がい者の方から「使えるのに使えない」、もっ

と強いて突き詰めて言えば点字ブロックがそこに誘導されていないと。当然誤進入禁止措置は当然であると、そういう規制について日々強く言われておりますので、そう遠くないうちに実現したいなあと私は思っております。これは私の意見なんで。繰り返しながら申し上げておきたいと思えます。それから国の基本構想については、いろいろおっしゃいましたが、あえて言えば1点だけ。とにかく現時点における基本構想の中で既存不適格なものの改善という概念は現在条例の中では無いんですよ。条例というものは新規につくるときにこうなさいということが基本になってるわけで。現在のものを改善するプランを立てるといふものの考え方っていうのは、この中には基本的に含まれていないんですね。ですからそれはどこか考え方なり何なりと適当なところで、現時点における基本構想の中に建築物の、特に特別特定っていう大型の法で規制されているものはこれは当たり前なんで、中小建築物を改善するプランを作りたいっていうのは基本構想に頼るしか方法が無いわけで、それをどこかに促進する方策を考えたいと、こういう提案をしたんです。おっしゃる措置としては了解いたしました。

○部会長

常々よく議論になるんですけども、新築だけじゃなくて、既存改造、改善ですね、改修について、これについてどうバリアフリーを進めるかっていうのが議論になりますので。このガイドラインもそうですけども、既存のものに対してどうするかっていう視点も今後きめ細かく、大きなものだけじゃなくて、小さな施設についても配慮するという、スパイラルアップにつながると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局からガイドラインの考え方について説明があると思えますのでよろしくお願ひします。

○府よりガイドラインの考え方について説明。

○部会長

はいありがとうございます。200を超える数多くの指摘をいただきまして、事務局のほうでも丁寧に対応して頂いたと思えます。ただいまの説明の中で特に触れられなかった部分もありますし、今から内容は多岐に渡るんですけども、ご意見いただきたいと思えます。それで手順なんですけど、一気にやると行ったり来たりでごちゃまぜで分かりにくいと思うので、大きくざっくり三つぐらいに分けようかなと思えます。最初に序章に関する事、それから後の建築の各章、これは前半と後半に分けて、三つに分けて行おうと思えます。よろしいでしょうか。それでは序章についてご意見等あればよろしくお願ひします。

○事務局

序章ということですが、はじめにという部分からお願ひします。

○委員

前段、色々見させていただいて、私ども建築設計の立場から主に図とかざっと見ていたんですけども、今日の序章一七、☆参考～障害者差別解消法の施行～のところで、ちょっと気になったんですけども、○の三つめの三行目、文章表現の中で、専門用語をできるだけ、府民の方がこれをお分かりになるんだらうかという視点で、ちょっと図表の中を見てみたんですけども。文章の中で、少し三行目の上乘せ、横だしっていう公務員用語っていうんですか。あのユニバーサルじゃない用語があるんじゃないかと思えますので、全般にわたってそういう視点で、一般の方がこの文章でご理解いただけるのかというのを、そういう視点で一度ちょっと見ていただけたら

と思いました。

○部会長

はいありがとうございます。ガイドラインの趣旨からしたらまさにその通りだと思いますが事務局いかがですか。

○事務局

はい事務局です。ありがとうございます。まさにそういう視点が必要かなと思いますので、ちょっと改めてまた注意するようにいたします。

○委員

「はじめに」の所にあったんですが、冒頭ですね説明の中で、これが来年度以降もスパイラルアップしていくと、その後も部会等で検討していくという。下の所ですね、ここに本ガイドライン作成に関わっていただいた全ての皆様に深く感謝申し上げますと共に、今後も時代の要請に応じた必要な見直しを行うにあたっては、という風な書き方で、これはまあ大きな見直しの時という意味で書かれたのかもしれないけども、ここだけを見るとですね、まあこのガイドラインは10年以上に見直しなかったの、またこれは長くこのままなのかなという風な印象を受けてしまっていて、冒頭おっしゃった毎年というか、スパイラルアップをしていきますというようなフレーズをどこか、「はじめに」の中でしっかりと記載することをお願いしたいなという風に思っております。

○事務局

そうですね、少し消極的に見えますね。先ほども冒頭では来年度も内容について反映を、見直しをする機会を設けていきたいと思っております。ちょっと書き方についてはそういうトーンを出すようにさせていただきたいと思っております。

○委員

少し細かい所ですいません。気が付いたんですが、21番のサイトラインについてですが。先ほどご説明ありましたように、サイトラインの事について後ろのほうに追加していただいているんですが、1回元に戻って見直すと、車いすの特性という所で、これは場所では、序章9のところ、肢体不自由者の特性がありますが、ここにですね、先ほど番号21の右側で、「座位が低いと高いところの表示が見にくい」と、こう書いてあるからもういいんだと書いてあるけれども、これはやっぱりせつかくサイトラインが新しい課題としてこうやって出てるんで、これはやっぱりもう一度修正したほうがよろしいかなという意見です。具体的には座位が低いと表示が見にくいと、これは確か国の記述から引っ張ってるだけだと思うんで、これは国のほうも変えなきゃいけないですね。そこまで私も気づかなかったんですが。低い位置からの視野が必要である、低い位置からの視界が必要であるというのを後ろに、この高さとの後ろにね、なんかちょっとそういう視界が必要と、そういう一行を入れたいとかん。たびたびあるんですが、建築物じゃない、道路の場合なんかですね、植栽で車いすから見えないんですわ、先が。だからみなさんマニュアルとして主な特性を見ながら建築図面をチェックして設計されているケースが多い。だからそこに入れておくとよろしいかと。

○部会長

視距を妨げるとか。

○委員

そうですね、非常に良い。視距が妨げられると。

○部会長

あの角っこの交差点とかね。

○委員

低い位置でね。高い所は見えにくい。

○部会長

要するに見通しとか。よろしくご検討お願いします。ありがとうございました。

○事務局

はい、一つご確認なのですが。序章-9の肢体不自由者の特性のところにおいてそういった表現を加えると。はい、分かりました。

○部会長

はい、よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。無ければ後で思い出した時点でということで進行させていただきたいと思います。じゃあ続いて2番目ですけれども、建築物各章のところですね、ここの【0】移動等円滑化経路から【10】ホテル、旅館の客室、そのあたりについてご意見いただきたいと思います。

○府より【0】移動等円滑化経路から【10】ホテル、旅館の客室について説明。

○部会長

その【0】から【11】までの間でですけども何かありますかご意見、ご質問。細かい話なんですけど、レイアウトはこれから検討されるんですか。これは原稿ということで、中身だけで。なんかぱかっとした白地があつて。

○事務局

要は改行と言いますか、改ページをする。表の下に空白が多いとか、例えば2ページの下に白い所があつてという目的だと思います。そういうことについては、ページの最後の精査できていない状態でありますので、それもありますので出来るだけ見やすいようなレイアウトを考えて、最後にページも確認するというのを出来るだけさせていただこうと思います。

○部会長

あの、図がぼんと離れてるんじゃなくて、当該のコメントに近い所になるべくある方がいいですね。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

○委員

あの、細かいところですが8ページの道路の絵ですが、後ろの対応案のところでは正面から見える図に差し替えると書いてあったんですが、これはどう替えるんですか。

○事務局

事務局ですが、8ページの図1-2ですね。これは替えたものがこれです。

○委員

あ、これが替えたものなんですね。では正面からという意味は、具体的にどう替わってるんですか。

○事務局

そうですね、これは自動ドア両開きになっておりますが、左側に誘導していたんですが、センターにしたということです。図1-2の下の図の右端にスロープがあって、段差を単線にしてスロープをなくしたと。全体に段差を設けないと。

○委員

これはもういいですけど、車の寄り付けがかえって歩行者空間の優劣がもうぎりぎりの。まあ仮に書き換えるなら、もう気持ちやはり歩行者空間を、理想系は車の寄り付けをもうちょっといじめた格好にしたほうが。

○事務局

ありがとうございます。

○部会長

まあおそらく無いとは思いますが、このマニュアルの図の通りにやっちゃうこともありうると思いますので。出来るだけ良いものを、理想を描いていただくという風をお願いします。全体を通してよろしくをお願いします。よろしいでしょうか。次行ってよろしいですか。それでは残った、残りのですね、【11】から【19】、ホテル・旅館の客室等から避難設備等についてご意見、ご質問をお願いします。結構膨大なんですぐにというのは難しいかもしれません。はいお願いします。

○委員

123ページ、知的障がい・精神障がいの章をつくっていただいているんですけども、それで具体的にコミュニケーションのところでも、例を書きいただいております。例えばコミュニケーションのところ写真やイラスト、それから分かりやすいパンフレット、コミュニケーションボード、絵カードの記載をしていただいておりますが、コミュニケーションボードについては具体的に記載をしていただいております。ただ絵カードがやはりほしいなという気がしますね。場面場面ごとに必要な絵カード。今特に結構人気なのが医療場面での絵カードですね、診察を受けたり、あるいは人間ドックを受けたりするときに事前に絵カードで手順を示すというんですね、そういうものが人気で結構出ております。それから生活場面の色んなカードがありましてですね、今日ちょっと持ってきたんですが、単なるその絵を描くだけではなくてですね、縁取りにいわゆる適合した行動については緑なんです。不適切な行動については赤枠で、うまく情報を整理する形の生活場面カードっていうのが出てありまして、そういったような事例なんかも紹介していただいたらと思っております。

○部会長

はい、ありがとうございました。事務局、何かコメントありますか。

○事務局

事務局です。ありがとうございます。実はわたくしども全く不勉強なものでそういうのがあると、委員からご紹介いただきました内容も、本編のちょっと125ページあたりにコミュニケーションボードを載せさせていただいている関連でそういうものもご紹介できればと思いますので、またあの後ほど詳しく教えていただければと、拝見させていただければと思います。

○部会長

今のことに関連して。今ご説明いただいた中で色の話がありましたね。赤とか緑とか。これそもそも資料として載せる場合にカラーですか。考えておられない。白黒でしょうか。

○事務局

事務局ですけども、先ほどの説明でも申し上げたんですが、ホームページに登載する予定であります。紙は今あの予算等の関係もございまして、今ちょっと検討している所です。ベースはホームページに載せさせていただきますので、カラーが反映される形になります。今見ているものが白黒の状態で申し訳ないんですけども、刷るものはカラー部分は色を使ったものになりたいと思っております。

○部会長

ありがとうございます。他にございましてでしょうか。よろしいですか。じゃあ次いきましょう。また後でよろしく願います。それでは資料5の参考資料について事務局から説明をお願いします。

○府より参考資料について説明。(資料5)

○委員

この資料5の事例の今、障がい者等の便所内の動作例っていうのをに入れていただいている、すごくありがたいなっていうのと、もう一つ。設計してまして分からなくて判断に迷うのが、誘導ブロックを具体的にどのような形でご利用になれるのか。例えばそれを、まあ形状とかは決まっているんですけども、この前もすぐにあるのがいいのか、色んな白状の方にお教えいただいたりするんですけども、その上を歩いてらっしゃる方もあれば、その横を歩いてらっしゃる方もあったり、見え方の違いとか、その辺を。それによって例えばエレベーターの前にあるのをどうするかとか、色んな判断が。それをこうですよじゃなくて例として挙げていただいたらバリエーションもあるということで入れていただいたらいいかなと思いますけれども。

○事務局

はい、ぜひそのようにお役に立てるよということなんです。私どもも現実どういう風にあるべきかという所も、色々皆様方のご意見とかもお伺いしながら。必ずしもそれが100%でないということで例という風におっしゃっていただいたのかもしれませんが、こうだからこのようのが良いという記載だとイメージしていただきやすいかなと思いますので。関係する委員にも色々お伺いした上で我々で判断して、記載するようにさせていただきたいと思いますので、また

またご助言をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員

ちょっとよろしいですか。今の発言でトイレの。私が思うにですね、どこでもですけど男のトイレのおしっこする所の立つ所に点字ブロックを一個ずつ置いてあるですね。足の。置いてあるんですよ。そうするとトイレの入り口からおしっこする所までの点字ブロックがない所が多いんですね。誘導ブロックが。こういうこともありますので、あったら入れてもらえたらいいですね。

○事務局

事務局です。出入口から小便器までの点字ブロックの誘導と。

○委員

そうです。無いところがほとんどですよ。

○事務局

我々今バリアフリー法だとか福まち条例でイメージしておりますのは、出入口の所に中のレイアウトが分かるような触知図案内板を設けてくださいという基準が一つ、義務がかかる分が。

○委員

うん、それは前からありますよね。

○事務局

中へ入っていけないということですよ。必ずしも 100 パーセントの今基準ではないということは理解しておるんですけども、まあ日常の維持管理、そういうところも含めて、ひとつの例としてはそういうことも考えられるということで。その積極的にやりなさいというのは立場上できない状況では今あるんですけども、ちょっと大きなトイレとかですとね、トイレの便器まで行けないというケースもありますので、どういう風に記載するかは一度考えさせていただけたら思っております。

○部会長

ただいまご意見出ている内容ですね、特に実際設計する立場から。それから今お話ありました実際使う立場からしますと、基準とかこれまでのもので規定されていない領域、要は空白のゾーンがきってたくさんあると思うんですね。それで正解かどうか分からないんですけど、例えば具体的などこかの施設の事例であってみたいり、例えばどこかの刊行物、図書とか本ですね、関連するものとして出てる可能性は高いと思うんですね。だからまあそれに役立ちそうなものは参考資料として明示して、このガイドラインに書いてあることだけじゃなくて、良い建築を作るために参考にしてほしいものを紹介する。そういった意味もこの部分では期待されるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局

はい事務局です。会長ご指摘の通りです。より良いものを書いていないことでも実践されている例もあると思いますので、そういうところ、例えばトイレのその誘導用ブロックが敷かれている例とかもしどこかでありましたら、ちょっとお教えいただいたらなんと逆に思ったりもするんですけども。そういうこととかも必要、なるほど必要だと思う方にとっては参考になる例になりま

すし、我々にとっても今後その考え方を広めていく部分にとっては必要なと思いますので。事例としてはそういうものも挙げさせて頂ければと思います。

○部会長

はい。エスカレーターへの視覚障がい者の誘導も含めて、やはりこれから引き続きと言う部分も相当あると思いますので、引き続きになるようなガイドラインに整理していただくようお願いしたいなと思います。いかがでしょうか。大体説明いただいた部分に対して何かご意見ございませんでしょうか。

○委員

法令の中で一つ、この際追加をしたら方がいいかなというのがあります。先ほどから出ております障害者差別解消法の関係ですね、今各省庁、全省庁が今対応要領と対応指針というのを順次策定しております。これまあ全部載せる必要は全く無いんですけども、その内から国土交通省の対応指針をぜひここに載せたらという風に思っておりますが。それは国土交通省が所管する事業者、まあ色々な事業者があると思うんですけども、事業者団体が守るべきそういう差別解消法に関する指針でございます。いわゆる努力義務の範囲でございますけれども、ここに追加をしていただきたいなと思います。

○事務局

はい、記載する場所についてはちょっと検討いたします。内容については反映するようにさせていただきますと思います。

○委員

すいません。完成系の全体を見まして本編の【0】なんですけれども、ずっと見ていたんですけども、【0】が気になっていまして。【1】から始まっていたときは広く不特定多数の方がこの建物を利用するにあたっての、このガイドラインというか条例ですよというイメージがあったんですけども、【0】が加わったことによりまして、逆にですね、また居室という言葉がいわゆるその高齢者施設とかの居室という響きと重なりまして。そういう施設とか、そのそれから共同住宅とかの居室に、それに住んでいる人からの。ましてや3ページの図がこういう風な自分の部屋みたいな感じの絵になっていまして、そちらから続いていると、その建物内のというイメージが強くなっちゃったんじゃないかなと。【1】から始まっていたら本当に図書館に行くとか郵便局に行くとかそういうイメージが出来ていたんですけども。どういう風にしたらいいか考えていたんですけども。例えば3ページ目の絵を何かちょっと違うものにするとか。ちょっとイメージが変わっちゃったなと思ったんですが。皆さんどうでしょうか。あることはすごく良いことだなと思うんですが。

○事務局

事務局です。確かに法律用語ですので他の用語に置き換えるのはちょっと冒険かなと思います。利用居室というのもバリアフリー法に出てくる用語ですので使わざるを得ないというんですけども。先ほども申し上げた【1】以降があるんですが、それをつなぐものとしての位置づけなのでここに入れてしまうと、ちょっとイメージが、他の所とちょっと色合いが違うんですね。なのでここ冒頭に持ってくる、どこかでは言いたかったということで、他に影響しないように目の前に持ってきたんですけども。ちょっと例えば構成の中に。同じ章で扱うのがいいのかどうかということもありますので、ちょっと構成は考えさせてください。もともと【1】から始まっ

ているほうが、おっしゃるように自然な見え方をしていたと思いますので。例えば全てピンポイントである章が終わった後ろにこういう考え方があるんだよという風にお示しするほうがソフトなのかなと、分かっていたかきやすいかもしれませんので。

○部会長

序章に持ってくるっていうのはどうなんですか。序章もなんかうまく。

○事務局

ただまあ、細かい数字的なものはそこでしか出てきませんのでですね、どこかではやはり各章でも言うておくべきかと思うので。そうですね。ちょっと構成については序章に、建築物各章のどこかに入れるということと、序章に何か触れるべきかということの2点を、次回の部会までに整理させていただこうと思います。申し訳ありません。

○部会長

いいですか。ありがとうございます。いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○委員

すいません、ちょっと具体的なところで。60 ページ、61 ページのところ図があるんですけども、61 ページの下のところ呼び出しボタンが○で、洗浄ボタンが☆になっているのは、上のほうの図と見ると逆になっているのかなというところ。こういうことはまあいいとして、というところ、十分に見切れていないところも実は色々こちらとしてもあって、これからのスケジュールというかですね。まあ新たなものを付け加えるのはちょっと難しいかと思いますが、ここはどうなんだろうという風なところはね、ちょっとこれ以降も含めてね。

○部会長

今の点私の方からも質問しようかと思っていたんですけど、後で質問がある場合どう対応していただけますかということでもよろしくお願いします。

○事務局

すいません、まず具体的なお指摘の呼び出しボタンなんですけど、逆なんです。印刷してから確認したので申し訳ございませんでした。後の今後の話なんですけど、冒頭スケジュール申し上げたとおり来月 18 日ということですが、来週 1 週間ぐらいの間に、来週金曜日ぐらいまでに、お気づきの点がありましたら、ちょっと用紙までご用意させていただいていないんですが、事務局にお知らせいただければありがたいなと思っております。そこで反映できるものは反映させていただき、ちょっとという所については来年度見直しとかそういう所につなげていきたいなと思っておりますので。事務的な作業で大変申し訳ないんですが、来週の金曜日、1 週間を目標として、ご連絡賜ればありがたいと思っております。

○部会長

はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さん、今日言い残したこと続き、後からありましたらぜひよろしくお願いします。

○委員

この対応の中で、「大変参考になるご意見ですが、ガイドラインでの配慮事項ではないので参考

にします。」というのは大阪府として参考にしますという答えであるわけですが。結果を見るとかなりおもしろいものもあるんですね、結構大事な。確かに意見が分かれるものの中にはあるんですが。その扱いはどうするんですか。ホームページ上で公開するんですか。

○事務局

あの、この資料3のご意見等の対応というところについては、形はこの形のままかどうか個人情報もあるかも分かりませんが、まあ無いとは思ってるんですが。もし公表する、こういう経過がありましたということも、こんな意見がありましたということも過程としてはお出しするということも考えたいと思っています。要はご意見として伺いましたという扱いにしたということが分かるようにできればなと考えています。

○委員

事業者にね、こういう意見は見ていただきたいというのが結構あるんでね。波型手すりも単純に良ってもんじゃないという意見も随分あるんだとか、貴重な意見が。まあ分かりました。僕の意見はやっぱり公開するということで。

○部会長

今のご意見に関連してですけれども、パブリックコメント、まあそんな数あるかごうかということもありますが、いただいた意見に対してどうなったか、どう処理するかということに関しては何らかの形で公開といいますか、分かるようにしないといけないかなと思いますし。それから今日議論出ました空白ゾーンですね、これから継続的という課題として、何が懸案事項として残ったのかということも併せて、今のたくさん200を超える意見をもう一度整理して、まとめ直して、引き続きこの審議会のワークのテーマにしていくという形が残ってるんじゃないかと思います。ということで、検討よろしくお願い致します。はい、そしたらよろしいでしょうか。議題の1のほうはよろしいですか。それでは議題の2のほうにその他があるんですが、事務局なにかございますか。

○事務局

はい、次回の部会でのご議論がありますが、そこだけ少し事前にということなんですが。冒頭申し上げたこのガイドラインのほぼ確定版をお示しをして、再度確認をいただくというのが1点です。あと先ほどから出ておりますパブコメの骨子ですね、パブコメそのものをこれでかけますということまでご用意はできないんですが、例えば期間とかこんな内容でとかっていうのを、手法を簡単にご説明したい。それからもう一つ用語集というものがありません。今日ちょっと間に合っていないんですけれども、こんなものという風にお示しをしたい。あとこれもパブコメの関連で小尾委員からご指摘のあった、わかりやすいついていう版を我々も模索をしているところございまして、概要版というものでもなく、趣旨をわかっていただくというような視点でちょっと先ほどのいただいたガイドラインの視野に入れて案は作らせていただいております、つきましては部会までに一度お目通しいただきたいと言いますか、ご相談に伺いたいと思っておりますのでその節はよろしく願いしたいと思っております。また別途ご連絡させていただきます。などを議題としてさせていただきたいなと思っております。はい以上でございます。

○部会長

はいありがとうございます。それでは本日の大体予定していた議事、大体終わったと思いますので。次回は12月になりますのでまたよろしく願いいたします。ありがとうございました。

